

# 横須賀卓球協会規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は横須賀卓球協会と称する。

第2条 本会の事務局は理事長の定める所に置く。

## 第2章 組織

第3条 (1) 本会は、横須賀市内在住在勤の職域団体及びクラブ、学校、その他適当と認めた団体をもって組織する。  
(2) 本会は、神奈川県卓球協会及び横須賀市体育協会の加盟団体とする。

## 第3章 目的

第4条 本会は、横須賀市内の卓球愛好者、団体及び個人を統括しこれを代表とする唯一の団体であり、卓球競技を振興し健全な普及、発展に務め市民の体力向上と交流を図ることを目的とする。

## 第4章 事業

第5条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。  
(1) 加盟団体の組織発展と相互の連絡、協調融和を図ること。  
(2) 市内における卓球大会開催に関すること。  
(3) 卓球競技者の競技力向上と普及発展に関すること。  
(4) 卓球の研究と指導講習会等に関すること。  
(5) 市外大会に派遣する役員、監督の選定に関すること。  
(6) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

## 第5章 加盟・登録

第6条 本会は原則として市内在住、在勤、在学の職域団体、クラブ、学校を会員として組織する。

第7条 本会に加盟しようとする各団体は、役員、名簿、その他必要書類（加盟登録申請書、添付1）を添えて、会長に申し出ること。

第8条 本会に加盟の団体、個人は毎年所定の加盟費を納入しなければならない。

第9条 加盟団体、個人は次の各項のいずれかに該当したときはその資格を失う。

1項 脱会            2項 解散            3項 除名

第10条 加盟団体、個人が脱会するときは届出なければならない。

第 11 条 日本卓球協会に登録してない団体（会社、クラブ、学校）及び個人は、神奈川県卓球協会が主催する大会には出場することは出来ない。但し、大会要項参加資格に規定があるときはその限りではない。

## 第 6 章 役員

第 12 条 (1) 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	各加盟団体選出常任理事 20 名以内 会長推薦常任理事 若干名
理 事	各加盟団体 1 名（内常任理事若干名）
幹 事	若干名

(2) 本会に顧問、参与を置くことが出来る。  
顧問、参与は重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

第 13 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障のある時または執務不能の時は会長の指名する副会長がその会務を代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し会務を代行する。
- (5) 常任理事は、会計を含む会務を分掌し執行する。
- (6) 監事は、会計を監査する。

第 14 条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長は、常任理事会で推挙する
- (2) 副会長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 理事は、その互選により理事長、副理事長、及び常任理事若干名を選出する。
- (4) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を掌理する。
- (5) 監事は、理事会の議決により会長が委嘱する。

第 15 条 常任理事は理事の互選によるが、職域団体、クラブ、学校及び会長推薦若干名で構成する。

第 16 条 役員の仕事は 2 年とし、再任は妨げない。

第 17 条 役員は、任期が満了してもその後任者が就任するまでその会務を継続する。

第 18 条 補充または増員による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第 7 章 機関

第19条 本会の会議は次の通りとする。

L. 総会      2. 理事会      3. 常任理事会      4. 加盟団体長会

第20条 総会は年度初めに会長が招集し、会長が議長となる。

第21条 総会に於いて、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 役員の承認
- (4) その他重要な事項

第22条 (1) 理事会は、必要に応じ会長が招集し会議の議長となる。

(2) 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し会議の議長となる。

第23条 常任理事会は、総会において議決または委任された事項を実行し、また、その他緊急を要する事項を審議決定する。

第24条 各会議は、会議構成者の過半数により成立し、また、その議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。但し、委任状提出者も出席数に加える。

## 第8章 会計

第25条 本会の経費は、会費、市助成金、事業収入、寄付金及びその他の収入金をもってこれに充てる。

第26条 本会の収支期日は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

本規約は、昭和21年4月1日 制定  
平成9年4月1日 改訂  
平成24年4月22日 改訂  
令和2年6月1日 改訂